

2025年10月30日

日本臨床検査医学会 臨床検査専門医
2026年1月1日付更新該当者 各位
日本臨床検査医学会

理事長 大西 宏明

日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会 委員長 金子 誠



「日本専門医機構認定臨床検査専門医」更新申請について

先生におかれましては、2021/1/1付の臨床検査専門医更新のときに日本臨床検査医学会臨床検査専門医（以降：学会専門医）として更新されておられ、2024年12月31日が学会専門医資格5年の有効認定期限となりますので更新手続きを2025年11月30日までにお取り下さい。

日本臨床検査医学会（臨床検査領域）は、2018年1月1日付更新から機構専門医更新を開始しており、2022年1月1日付更新から、原則、機構専門医としての更新に一本化しました。

専門研修プログラム基幹施設と連携施設の指導医は、「日本専門医機構認定臨床検査専門医」として更新する必要があります。

つきましては、日本専門医機構認定臨床検査専門医（以降：機構専門医）更新申請書類をお送りいたします。学会専門医での更新は可能ですが、当会としては機構専門医での更新を推奨します。

今回の更新まで、学会専門医から機構専門医での更新が可能です。2026/1/1付で学会専門医として更新された場合は、次の2031/4/1付更新時には、機構専門医として更新することはできませんのでご注意ください。

なお、専門医の認定期間、会員継続していることが必要ですので、本年度までで未納会費がある場合は、会員マイページより確認いただき、会員マイページよりご納入ください。

60歳以上、65歳以上で資格要件を満たす場合、申請により「日本臨床検査医学会名譽臨床検査専門医」の認定を受けることができます。もし、こちらを希望される場合はメール<office@jslm.org宛>でご連絡ください。申請書類を送付いたします。

あるいは、ホームページの名譽臨床検査専門医に関するページからご確認ください。

宜しくお願い申し上げます。

「日本臨床検査医学会 臨床検査専門医」更新申請のための提出要領

日本臨床検査医学会 臨床検査専門医 更新申請書類 詳細

* 日本専門医機構 基本領域 臨床検査専門医の更新を希望しない場合の日本臨床検査医学会 臨床検査専門医更新の案内です。次の更新（2031/4/1付）で、機構専門医に移行することはできませんのでご注意ください。

日本臨床検査医学会 臨床検査専門医制度 認定更新制度規定 4. により過去 5 年間（2021/1/1～2025/12/31）に、日本臨床検査医学会 臨床検査専門医として更新する場合は、50 単位以上の単位取得が必要です。その内 25 単位以上は本会の企画したものへの参加によるものであり、この 25 単位の中には日本臨床検査医学会の学術集会か特別例会の何れかに 1 回以上参加していること、また、その他に日本専門医機構が認定する共通講習（医療安全）1 回以上の出席が必要です。

そして、初回更新の方は、単位に日常業務での報告書（20 編）も必要です。

日本臨床検査医学会臨床検査専門医認定更新制度規定をご覧下さい。

「日本臨床検査医学会 臨床検査専門医」の更新料は、税込 11,000 円（10%対象・消費税 1,000 円）です。

同封の郵便振替用紙で振込をお願いいたします。あるいは、(6) に記載されている下記口座への送金をお願いいたします。

【提出書類】

- (1) 日本臨床検査医学会 臨床検査専門医 更新申請書
 - (2) 取得単位表（学-単位表）
 - (3) 日本臨床検査医学会学術集会等で会員証により登録された場合の参加証明について、会員マイページに参加した大会に「参加」と記載してありますので、該当箇所を印刷して証明してください。
 - (4) (3) 以外の参加証明書、発表抄録、発表論文証拠書類（コピー）
 - (5) 初回更新者：日常業務での報告書（20 編）
 - (6) 更新料納入後の郵便振替用紙コピー更新料納入後の郵便振替用紙コピー
あるいは、下記口座への送金証明書
- * 日本臨床検査医学会臨床検査専門医更新料：税込 11,000 円（10%対象・消費税 1,000 円）
同封した郵便振替用紙に金額、氏名、認定番号を記入のうえ、ご納入いただき、
その受領証コピーを同封してください。
- * 下記の何れかの当会口座への送金も可能です。
ただし、送金人名を「認定番号 氏名」として送金のうえ、納入証明を同封して
ください。

【郵便振替】

口座記号番号：00140-9-613334

加入者名：日本臨床検査医学会（ニホンリンショウケンサイガクカイ）

【ゆうちょ銀行】

〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）

当座 0613334

口座：日本臨床検査医学会（ニホンリンショウケンサイガクカイ）

【三菱 UFJ 銀行】

支店名：神保町支店

預金種別：普通預金

口座番号：2358455

口座名義：日本臨床検査医学会（ニホンリンショウケンサイガクカイ）

(7) 過去 5 年間の日本臨床検査医学会会費を納入していることは必須です。

納入状況はご自身の会員マイページでご確認ください。

納会費がある場合は、会員マイページからご納入ください。あるいは、更新料と合算のうえ納入いただくことでも結構です。

*過去 5 年間に未納会費がある場合で、更新料と合算して納入された場合は、納入後の郵便振替受領証コピー（別々での納入の場合は、それぞれの受領証コピー）

【提出期日】2025 年 11 月 30 日

【提出先】〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-2 UI ビル 2F

日本臨床検査医学会「臨床検査専門医更新」係

【日本臨床検査医学会 臨床検査専門医の保留申請について】

日本臨床検査医学会 臨床検査専門医の更新単位が、更新に必要な単位数に満たない場合は、日本臨床検査医学会 臨床検査専門医制度規定 認定更新制度規定

7. により、認定更新の保留（まず2年、事情によりその後、1年毎に延長申請して認められれば5年まで延長可）を申し出て、所定の単位を満たしたときに再申請することができます。

詳細は、日本臨床検査医学会臨床検査専門医認定更新規定をご覧下さい。

保留申請を希望される場合は、任意書式（下記に例を示します。）で、臨床検査専門医・管理医審議会委員長宛てに、保留申請願いをご提出下さい。

なお、その後、単位を満たしましたら、更新申請の手続をお取り下さい。

＜保留申請の例＞

日本臨床検査医学会 臨床検査専門医・管理医審議会
委員長 大西 宏明 殿

日本臨床検査医学会臨床検査専門医更新保留願い

私は、日本臨床検査医学会臨床検査専門医更新に際し、必要な単位を満たしておりませんので、認定更新の保留を希望いたします。

記

保留期間：2026年1月1日～2028年3月31日

氏名： 印

所属：

認定番号：

保留の理由：

以上

年 月 日

日本臨床検査医学会 臨床検査専門医 更新申請書

日本臨床検査医学会
臨床検査専門医・管理医審議会
委員長 殿

日本臨床検査医学会 臨床検査専門医の更新を希望いたします。
更新に要する5年間に50単位の取得は、添付資料のごとく満たしております。

所 属

ふり がな
氏 名

生年月日
(西暦)

年 月 日

専門医番号

医籍登録番号・登録日

年 月 日

氏名(自署)

㊞

取得単位表（日本臨床検査医学会 臨床検査専門医）

所属 _____

臨床検査専門医 認定番号 _____ 氏名 _____ ㊞

以下の単位表を参考に 5 年間の総取得単位数をご記入ください。

	参加	発表・報告
A. 日本臨床検査医学会学術集会		
日本臨床検査医学会特別例会		
日本臨床検査医学会支部総会・地方会		
日本臨床検査医学会支部例会		
その他、日本臨床検査医学会が主催または後援する学術講演会		
B. 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する 医療安全に関する講習会、あるいは、日本専門医機構が認定する 共通講習（医療安全）1回以上の出席		
C. 日本臨床検査専門医会が主催する教育セミナー		
日本臨床検査専門医会が主催する講演会		
D. その他の関連学会が主催する講演会、セミナー		
E. 日本臨床検査医学会「臨床病理」掲載の学術論文（1編）		
その他のレフリー制度が確立している学術論文（1編）		
F. 日常業務での報告書（20編）		
G. 日本医学会総会		
小計		
合計		

臨床検査専門医認定更新に必要な単位一覧表

	参加	発表・報告
A・日本臨床検査医学会学術集会	15	3
日本臨床検査医学会特別例会	10	2
日本臨床検査医学会支部総会・地方会	5	2
日本臨床検査医学会支部例会	3	2
その他、日本臨床検査医学会が主催または後援する学術講演会	3	0
B. 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する 医療安全に関する講習会、あるいは、日本専門医機構が認定する 共通講習（医療安全）1回以上の出席	5	0
C. 日本臨床検査専門医会が主催する教育セミナー	10	0
日本臨床検査専門医会が主催する講演会	5	0
D. その他の関連学会が主催する講演会、セミナー	2	0
E. 日本臨床検査医学会「臨床病理」掲載の学術論文（1編）	—	10 (5)
その他のレフリー制度が確立している学術論文（1編）	—	3
F. 日常業務での報告書（20編）	—	10
G. 日本医学会総会	5	0

() は共同発表

※ 必須条件：(1) 50 単位のうち 25 単位以上は、A.日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したもの。（これには、発表・報告は含まない）その 25 単位には、日本臨床検査医学会学術集会ないしは日本臨床検査医学会特別例会のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。

(2) 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会、あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習（医療安全）に 1 回以上出席すること。

(3) 初回の認定更新を受けるものは、単位に、F. 日常業務での報告書(20 編)を含むこと。ただし、日常業務での報告書には病理報告書、内科等の診療記録(入院サマリー記録等)は含めない。

認定更新制度規程

昭和 63 年 10 月 20 日 制定

平成 8 年 11 月 14 日	第 1 回改定	平成 11 年 3 月 20 日	第 2 回改定
平成 12 年 2 月 26 日	第 3 回改定	平成 13 年 3 月 3 日	第 4 回改定
平成 21 年 5 月 30 日	第 5 回改定	平成 22 年 11 月 13 日	第 6 回改定
平成 23 年 8 月 19 日	第 7 回改定	平成 24 年 2 月 13 日	第 8 回改定
平成 24 年 3 月 24 日	第 9 回改定	平成 26 年 3 月 29 日	第 10 回改定
平成 26 年 10 月 18 日	第 11 回改定	平成 28 年 6 月 11 日	第 12 回改定
平成 28 年 12 月 24 日	第 13 回改定	平成 30 年 7 月 7 日	第 14 回改定
平成 30 年 12 月 22 日	第 15 回改定		
令和 5 年 3 月 26 日	第 17 回改定		

1. 日本臨床検査医学会は臨床検査専門医の水準を保持するため、次の方により認定更新制度を施行する。
2. 認定更新の申請を行うものは認定後も継続して申請時まで日本臨床検査医学会の会員でなければならない。
3. 認定更新は臨床検査専門医・管理医審議会の中に設置された受験・更新資格審査委員会が行う。
4. 認定更新は、認定を受けてから 5 年間に、日本臨床検査医学会臨床検査専門医・管理医審議会が指定した教育企画に参加し、下記の所定研修単位を取得したものについて行う。
 - (1) 更新に必要な総単位数は 50 単位以上とする。
 - (2) 上記(1)のうち 25 単位以上は、A. 日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したものとする。(これには発表・報告の単位は含まれない)。
 - (3) 上記(2)の A. 25 単位の中には、日本臨床検査医学会総会ないしは日本臨床検査医学会特別例会のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。
 - (4) 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会、あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)に 1 回以上出席すること。
5. 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる企画と参加等に関する単位数は、下記の表により計算する。
 - (1) A. 日本臨床検査医学会への発表・報告による単位は、筆頭者のみに加算をし、この加算は 1 回の会合につき 1 題に限り認定する。
 - (2) D. のその他の関連学会とは以下の学術団体が主催する講演会や教育セミナー等を指す。日本内科学会、日本病理学会、日本臨床化学会、日本検査血液学会、日本血液学会、日本感染症学会、日本化学療法学会、日本臨床微生物学会、

日本輸血・細胞治療学会、臨床検査自動化学会、日本医療検査科学会、日本臨床化学会、日本臨床検査専門医会、日本 ME 学会、日本超音波学会、日本医療情報学会、日本睡眠学会、日本人類遺伝学会、日本臨床細胞学会、日本人間ドック学会、日本総合健診医学会、日本臨床生理学会、日本遺伝子診療学会、日本血栓止血学会。

- (3) 「日本臨床検査医学会誌」または「臨床病理」の筆頭者、共著者はそれぞれ所定の単位(括弧内は共著者)の単位を認める。その他の学術論文は、レフリー制度の確立している学術誌で臨床検査医学(臨床病理学)に関連したものとし、著者名、題名、雑誌名、巻、頁、出版年度の順に記し、筆頭者のみ所定の単位を認める。
- (4) 初回の認定更新を受けるものは、単位に、F. 日常業務での報告書(20 編)を含むこと。ただし、日常業務での報告書には病理報告書、内科等の診療記録(入院サマリー記録等)は含めない。
6. 認定更新の単位登録は、本会および日本臨床検査専門医会の主催するものについては所定の方式で行う。日本臨床検査医学会および日本臨床検査専門医会の主催するもの以外については、学会や講演会に参加したことを証明する書類、例えば、参加費の領収証、参加証明書あるいはそのコピーなどを添付すること。
参加単位の登録手続きに関しては別に指示する。
7. 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間内に取得した単位数が、更新に必要な単位数に満たないときは、認定更新の保留を申し出、所定の単位数を満たした時に再申請ができる。なお保留期間は 2 年間までとし、保留期間中は認定証が失効するので日本臨床検査医学会臨床検査専門医を呼称することはできない。但し、海外留学、病気、その他のやむを得ない特別な事情による場合は、その事情を記した書類を添付し保留期間の延長を申請し、かつ

受験・更新資格委員会がその事情を正当な理由と認めた場合に限り、資格失効の日から 5 年を限度に保留期間の延長ができる。

8. 保留期間を超過した場合であっても、更新に必要な所定の単位数を取得し、臨床検査医学総論を受験し、これに合格すれば更新資格が復活する。

付 則

1. この規程は令和 5 年 3 月 26 日から実施する。
2. この規程を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

臨床検査専門医の認定更新に使用可能な単位表

	参加	発表・報告
A. 日本臨床検査医学会学術集会	15	3
日本臨床検査医学会特別例会	10	2
日本臨床検査医学会支部総会	5	2
日本臨床検査医学会支部例会	3	2
その他、日本臨床検査医学会が主催または後援する学術講演会	3	0
B. 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会、あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)	5	0
C. 日本臨床検査専門医会が主催する教育セミナー	10	0
日本臨床検査専門医会が主催する講習会	5	0
D. その他の関連学会が主催する講演会、セミナー	2	0
E. 日本臨床検査医学会「臨床病理」掲載の学術論文(1 編)	—	10(5)
その他のレフリー制度が確立している学術論文(1 編)	—	3
F. 日常業務での報告書(20 編)	—	10
G. 日本医学会総会	5	0

※ 必須条件

更新に必要な総単位数は 50 単位以上とする。

- (1) 50 単位のうち 25 単位以上は、A. 日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したもの。その 25 単位には、日本臨床検査医学会学術集会ないしは日本臨床検査医学会特別例会のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。(これには発表・報告の単位は含まない)。
- (2) 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)に 1 回以上参加すること。
- (3) 初回の認定更新を受けるものは、単位に、F. 日常業務での報告書(20 編)を含むこと。ただし、日常業務での報告書には病理報告書、内科等の診療記録(入院サマリー記録等)は含めない。